

建設工事等の前払金保証及び契約保証の電子化について（お知らせ）

令和7年4月1日以降に契約する建設工事及び建設工事に係る設計・調査・測量業務における契約保証、前払金保証及び中間前払金保証について、電子証書の取扱いを開始します。

1 対象となる保証証書

保証の種別	工事	委託	保証事業会社（※）	保険会社
契約保証	○	○	契約保証証書	公共工事履行保証証書 履行保証保険証書
前払金保証	○	○	前払金保証証書	—
中間前払金保証	○	—	中間前払金保証証書	—

※ 東日本建設業保証（株）、西日本建設業保証（株）、北海道建設業保証（株）

2 対象となる契約

- (1) 1件の契約金額（税込み）が500万円以上の工事請負契約
- (2) 1件の契約金額（税込み）が300万円以上の委託契約

3 電子証書の提出方法

- (1) 契約保証（発行元が保証事業会社の場合）

保証事業会社から発行されたPDFファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を電子メールで提出

- (2) 契約保証（発行元が保険会社の場合）

保険会社から発行されたPDFファイルの保証証券又は保険証券を電子メールで提出

- (3) 前払金（又は中間前払金）保証

保証事業会社から発行されたPDFファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を電子メールで提出

4 備考

- (1) 電子証書等の申込等の発行手続きにつきましては、保証機関（保証事業会社、保険会社）にご確認ください。
- (2) 引き続き、紙の保証証書での提出も可能です。
- (3) 契約手続等の円滑化のため、**電子メールの件名に「保証の種別」及び「工（業務）名称」を記載し、送信後に電話にて到着確認をしてください。**
- (4) 提出先の電子メールのアドレスは、落札後に契約書のデータを送付させていただくものと同一となります。